

**憲法違反！** の

**安保法制法案を廃案に！**

**市民集会 & パレード**

**2015年7月22日(水)18:00～**

**於：警固公園**

**(福岡市中央区天神2-2、西鉄福岡天神駅西隣)**

**18:50～ パレード**

安保法制法案は憲法に違反することがますます  
明らかになっています。それなのに政府与党は強行  
採決も辞さない構えです。憲法違反の安保法制法  
案は廃案に！の声をさらに強くあげましょう！



**福岡県弁護士会**

FUKUOKA BAR ASSOCIATION

〔問合せ先〕福岡県弁護士会

TEL: 092-741-6416

MAIL: info@fben.jp

## 集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定および

### これを具体化する法改正等に反対する決議

2014年（平成26年）7月1日、安倍内閣は、歴代政権が維持してきた憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行した。

日本国憲法は、第二次世界大戦の反省から、前文で平和的生存権を宣言するとともに、第9条において、戦争を永久に放棄し、戦力を保持せず、交戦権を否認し、恒久平和主義にもとづく平和国家の建設を目ざしてきた。

これまで歴代の政権は、憲法9条のもとでも日本を防衛するため必要最小限度の自衛権の行使は許されるとしつつ、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」である集団的自衛権については、必要最小限度の範囲を超えるものであって憲法上許されないとし、この憲法解釈を30年以上にわたり一貫して維持してきた。

ところが、安倍内閣は、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使すること」は憲法上許容されるとの閣議決定を行った。

これは、歴代政権が許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認するものであり、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国のために戦争することを可能とするもので、平和国家としての日本の国の在り方を根本から変えることになり、恒久平和主義を基本原理とする日本国憲法に明らかに違反する。

政府は、前記閣議決定を踏まえた安全保障法制の改正等を図る平和安全法制整備法案等の法案を国会に提出し、国会審議も始まっているが、これらの法案は、自衛隊を海外のあらゆる地域へ、しかも「現に戦闘行為が行われている場所」以外とはいえ戦闘地域にまで派遣し、弾薬・燃料等の軍事物資を米国等の他国の軍隊に補給することを可能とするものである。これは外国で戦争をしている他国軍隊への積極的協力であり、他国の武力行使と一体となって他国の戦争に参加するに等しいものであって、憲法9条に違反し許されるものではない。また、戦争をしている他国軍隊への積極的協力は、相手側からの武力攻撃を誘発し、我が国が外国での武力紛争にまき込まれる危険を伴う。「武力の行使」や戦力の保持を禁じ、交戦権を否認している日本国憲法の下でこのような事態を起こしかねない法制への改変は許されないものである。

安倍内閣は既成事実を積み上げ、憲法改正手続を経ることなく第9条の改正を事実上進めようとしている。これは、多数の民意によって成立した政権でも権力を濫用して人権を侵害する危険があるという歴史的教訓から採用された、権力を縛るための立憲主義の原理に明らかに反する。集団的自衛権の行使容認を前提とする安全保障法制の改変もまた憲法違反である。

当会は、このような集団的自衛権の行使を容認する閣議決定とこれを具体化する法改正等に断固として反対する。前述の閣議決定を撤回し、安全保障法制にかかわる法改正等を行わないよう、強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

2015年5月27日

福岡県弁護士会